厚生労働省 佐賀労働局

Press Release

佐賀労働局発表 平成 28 年 12 月 21 日(水)

【担当】

佐賀労働局職業安定部職業対策課

課長 富田洋子 地方障害者雇用担当官 中川 孝広

TEL 0952-32-7217 FAX 0952-32-7223

http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

平成28年 障害者雇用状況の集計結果

佐賀労働局(局長 松森 靖)では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成28年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、 民間企業の場合は 2.0%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、 精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を 求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

- <民間企業>(法定雇用率 2.0%)
 - ○佐賀県内の民間企業における雇用障害者数は<u>4年連続で過去最高を更新</u> 障害者実雇用率は 2.43%となり過去最高(全国 5 位)
 - ・雇用障害数は2225.5人、対前年比4.1%(88.5人)増加
 - ・実雇用率 2.43%、対前年比 0.06 ポイント上昇
 - ○法定雇用率達成企業の割合は、73.1%(前年比 1.8 ポイント上昇)となり、 6年連続で全国トップ
- <地方公共団体> (同 2.3%、県の教育委員会は 2.2%) ※ () は前年の値
 - ○県の機関(教育委員会含む)は、全機関で法定雇用率達成
 - ・県の機関:雇用障害者数87.5人(88.0人)、実雇用率2.55%(2.53%)
 - ・県の教育委員会:雇用障害者数 145.0 人 (146.0 人)、実雇用率 2.26% (2.27%)
 - ○市町の機関は、28機関中24機関で法定雇用率達成
 - 市町の機関:雇用障害者数222.5人(223.0人)、実雇用率2.45%(2.47%)
- <独立行政法人等>(同 2.3%) ※ () は前年の値
 - ○雇用障害者数 19.0 人 (18.0 人)、実雇用率 2.49% (2.34%) で法定雇用率達成

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業 (50人以上規模の企業: 法定雇用率2.0%) に雇用されている障害者の 数は 2225.5人で、前年より4.1% (88.5人) 増加し、4年連続で増加した。
- ・ 障害別に見ても、身体障害者は 1401.0人(対前年比3.6%増)、知的障害者は 661.0人(同2.1%増)、精神障害者は163.5人(同19.3%増)と、いずれも前年 より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.43%(前年は2.37%)で全国5位、法定雇用率達成 企業の割合は73.1%(同71.3%)となり6年連続で全国トップとなった。

[総括表1、グラフ(1)(2)(3)、詳細表1(1)]

〇 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50~100人未満規模企業で430.0人(前年は423.5人)、100~300人未満で850.5人(同798.5人)、300~500人未満で304.5人(同308.5人)、500~1,000人未満で362.5人(同347.0人)、1,000人以上で278.0人(同259.5人)と、50~100人未満、100~300人未満、500~1,000人未満、1,000人以上の規模企業で前年より増加したが、300~500人未満規模企業は前年より減少した。
- ・ 実雇用率は、50~100人未満で2.62%(前年は2.66%)、100~300人未満で2.41%(同2.29%)、300~500人未満で2.56%(同2.56%)、500~1,000人未満で2.55%(同2.46%)、1,000人以上で2.03%(同1.93%)となった。 なお、民間企業全体の実雇用率2.43%(同2.37%)と比較すると、50~100人未満、300~500人未満及び500~1,000人未満の規模企業が上回っているが、100~300人未満と1,000人以上規模企業は下回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、50~100人未満が72.9%(前年は71.4%)、100~300人未満が74.8%(同72.8%)、300~500人未満が65.7%(同71.4%)、500~1,000人未満が78.3%(同69.6%)、1,000人以上が33.3%(同16.7%)となり、50~100人未満、100~300人未満、500~1,000人未満、1,000人以上の規模企業で前年より上昇したが、300~500人未満の規模企業は低下した。

[グラフ(4)・(5)、詳細表1(2)]

法定雇用率未達成企業の状況

・ 平成28年の法定雇用率未達成企業は147社。そのうち、不足数が0.5人または1 人である企業(1人不足企業)が、75.5%を占めている。 ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は76社で、未達成企業に占める割合は、51.7%となっている。

〔詳細表 1 (3)〕

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%)

県の機関に在職している障害者の数は87.5人で、前年より0.6% (0.5人) 減少しており、実雇用率は2.55%と、前年に比べ0.02ポイント上昇した。

[総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)]

(2) 市町の機関(法定雇用率2.3%)

市町村の機関に在職している障害者の数は222.5人で、前年より0.2% (0.5人)減少しており、実雇用率は2.45%と、前年に比べ0.02ポイント低下した。 28機関中24機関が達成。

【未達成機関】

小城市、上峰町、玄海町、小城市教育委員会

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)〕

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.2%)

県の教育委員会に在職している障害者の数は 145.0人で、前年より 0.7% (1.0人)減少しており、実雇用率は 2.26%と、前年に比べ0.01ポイント低下した。

[総括表2(3)、詳細表2(3)、4(3)]

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等(法定雇用率2.3%)に雇用されている障害者の数は19.0人で、前年より5.6% (1.0人) 増加しており、実雇用率は2.49%と、前年に比べ0.15ポイント上昇した。

[総括表3、詳細表3、4(4)]

平成28年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎とな る労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成企業数	⑤ 達成割合
民間企業	91,452.0人	2,225.5人	2.43%	399/546	73.1%
	(90,350.0人)	(2,137.0人)	(2.37%)	(381/534)	(71.3%)

2. 地方公共団体における在職状況

(1)県の機関(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎とな る職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成機関数	⑤ 達成割合
県の機関	3,437.5人	87.5 人	2.55%	2/2	100.0%
	(3,473.5人)	(88.0人)	(2.53%)	(2/2)	(100.0%)

(2)市町の機関(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎とな る職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	9,067.5人	222.5 人	2.45%	24/28	85.7%
	(9,021.5人)	(223.0人)	(2.47%)	(24/30)	(80.0%)

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.2%)

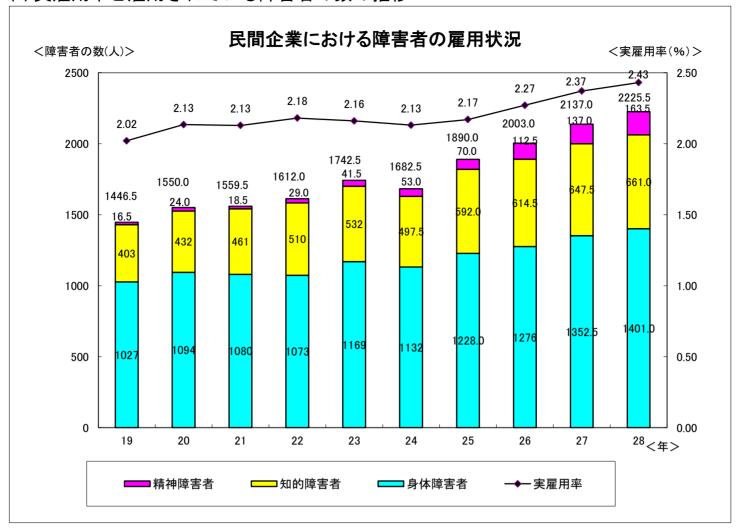
区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎とな る職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	6,403.0人	145.0 人	2.26%	1/1	100.0%
	(6,433.5人)	(146.0人)	(2.27%)	(1/1)	(100.0%)

3. 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎とな る労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率 達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政 法人	763.0人	19.0 人	2.49%	1/1	100.0%
	(768.0人)	(18.0人)	(2.34%)	(1/1)	(100.0%)

- 注 1. 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 2. 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 3. 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間 勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものと してダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者 については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
 - 4. 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
 - 5. ()内は、前年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
 - 6. 県の機関には、特別地方公共団体(地方公共団体の組合)を含むものである。
 - 7. 市町の機関には、市町の教育委員会(法定雇用率2.2%が適用される教育委員会を除く)を含むものである。
 - 8. 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業)についての集計である。

注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

「身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者

し(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年度以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント) 精神障害者である短時間労働者

注3: 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%となっている。

(3) 民間企業における法定雇用率達成企業割合の推移 民間企業における達成企業割合の推移 ──達成企業割合(佐賀県) 0.89 47.0 22 70.6 45.5 21 70.9 44.9 20 43.8 19 64. 65 20 45 (%) 40 2 9 22 **(世** 2.43 1.92 28 2.37 1.88 27 民間企業における実雇用率の推移 1.82 2.27 26 ■■実雇用率(全国) 25 1.69 24 (2) 民間企業における実雇用率の推移 2.16 1.65 23 ━━実雇用率(佐賀県) 2.18 1.68 22 2.13 1.63 21 2.13 1.59 20 2.02 1.55 19 (%) 1.8 1.6 1.4 2.2 1.2 7

73.1

71.3

69.4

68.1

99

 $\stackrel{(\bigstar)}{\#}$

━━達成企業割合(全国)

28

27

26

25

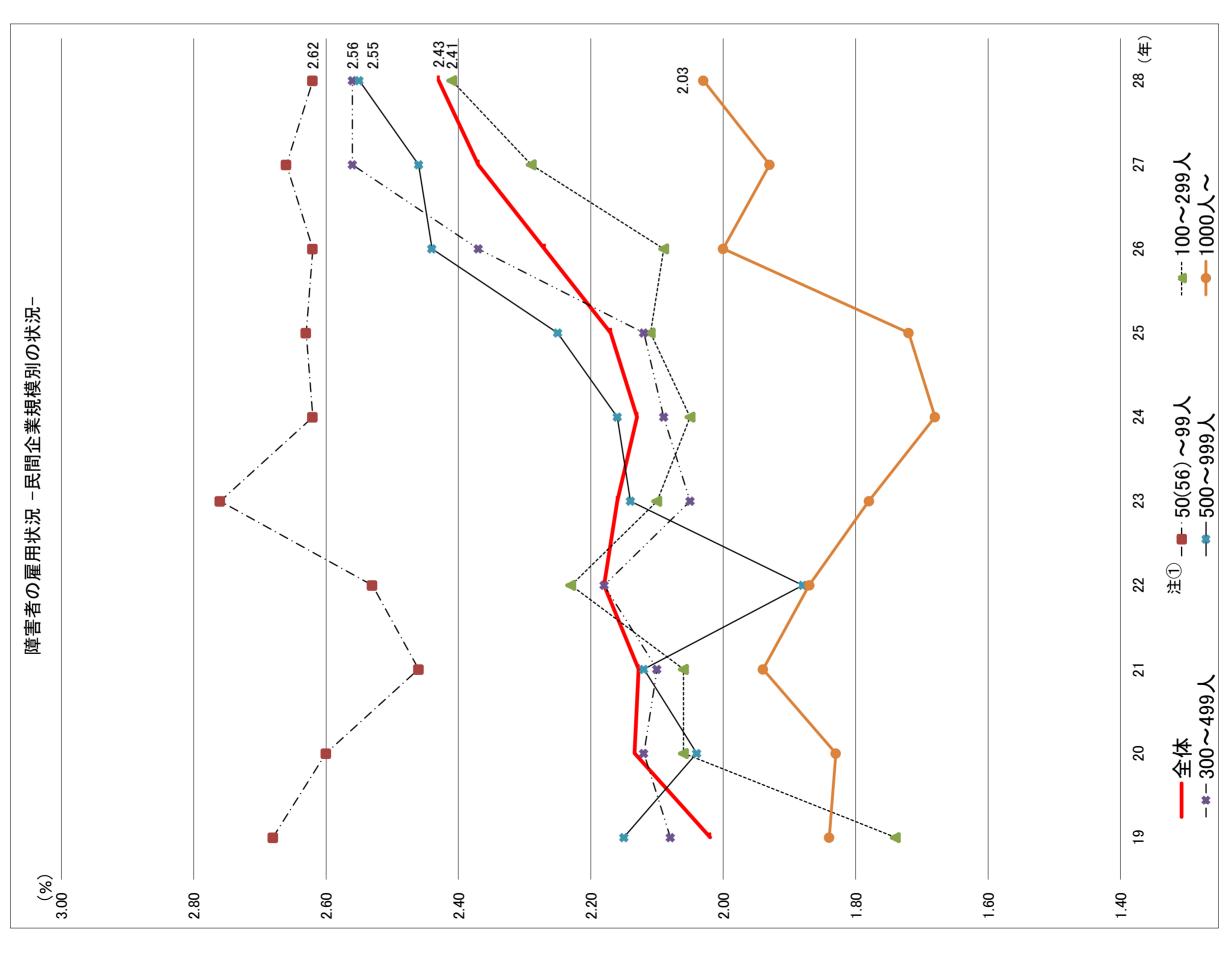
24

23

44.7

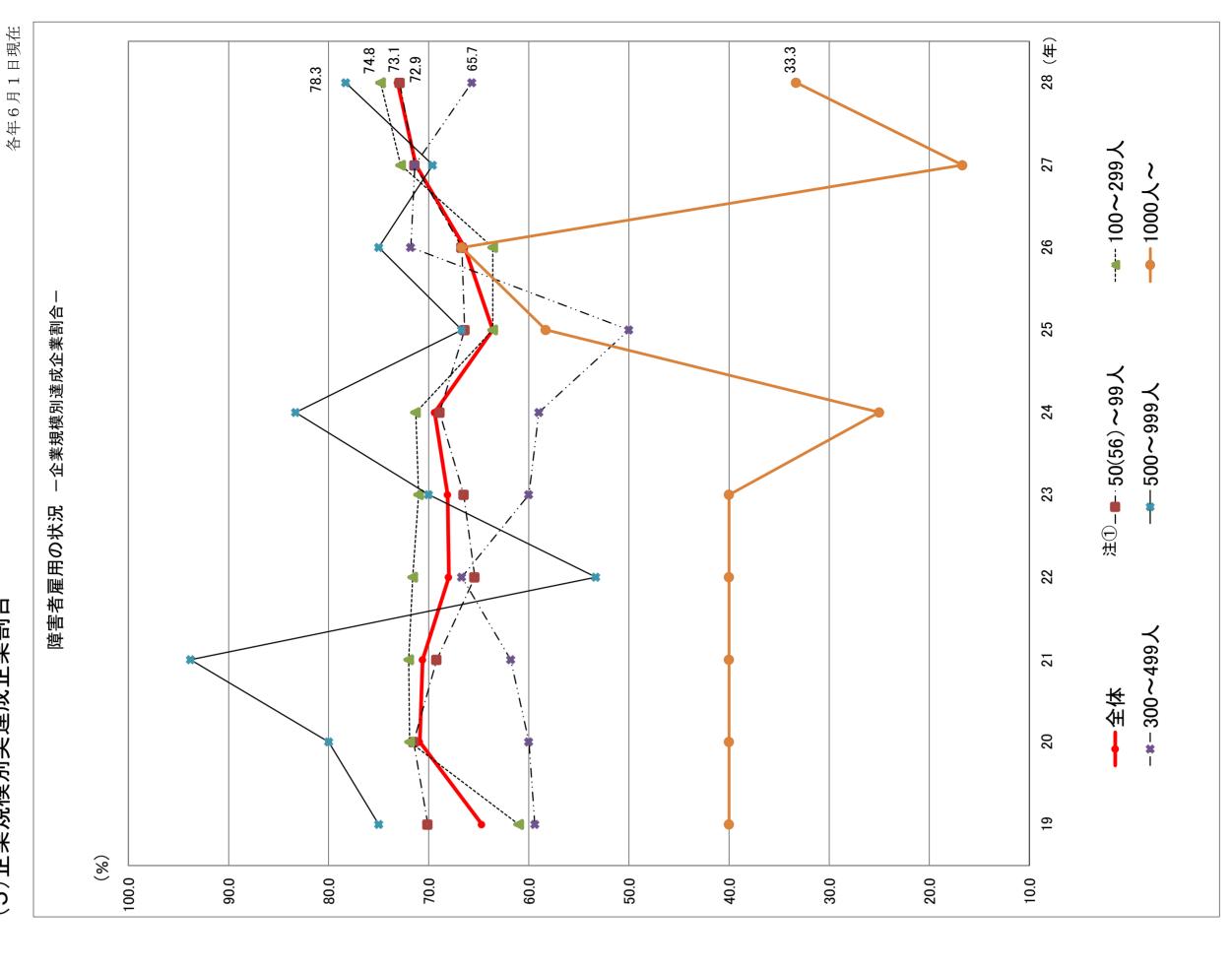
46.8





注① 平成24年までは、56~100人未満

(5)企業規模別実達成企業割合



注① 平成24年までは、56~100人未満

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、 それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならな いこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

		(~一般の民間台	È業	•••••	• • • • • • • • • • • • •	2.	0 %
\bigcirc	民間企業	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	~一般の民間公 (50人以)	上規模	草の企業)			
		(、 特殊法人等				2.	3 %
			(労働者	数43.	.5人以上規模	の特殊法	人、)
			(独立行	政法	人、国立大学	法人等	_	ļ

- 都道府県等の教育委員会 …… 2.2%(45.5人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の 障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者及び知的障害者の数

障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の 障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、 2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

<詳細表>

(%0 (法定雇用率2 1. 民間企業における雇用状況

① 概況 (1)概況

	<u>(1)</u>	3			(3) (億) 書	③障害者の数			4	9	9
区分	立 業 教	法定雇用障 害者数の算 定の基礎とな る労働者数	A.重度身体障害者及び障害者及のす 重度知的障害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的 (確害者並びに精神障害者である短時である短時間労働者	E. 計 A×2+B+ F. うち新規 C+D×0.5 雇用分		実雇用率 E÷②×100	法定雇用率 達成企業の 数	法定雇用率 達成企業の 割合
	企業	Ϋ́	丫	\prec	\prec	Y	丫	Y	%	企業	%
民間企業	546	91,452.0	429	69	1,181	235	2,225.5	239.5	2.43	399	73.1
(2.0%)	(534)	(90,350.0)	(422)	(29)	(1,111)	(230)	(2,137.0)	(244.0)	(2.37)	(381)	(71.3)

となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業すること 合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎 が困難であると認められる職種が相当の割 注1.

③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

()内は前年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

障害種別雇用状況 (S)

	f. うち新規 雇用分	$\lambda 48.0$	(38.5)
者の数		$^{ extstyle }_{ extstyle 163.5}$	(137.0)
④精神障害者の数	d. 精神障害 e. 計 者である短 c+d×0.5 時間労働者	\\	(28)
	c.精神障害 d. 者 者 時	人 128	(86)
		$\overset{ extstyle }{\sim}$ 72.5	(71.0)
	計 ;×2+b+c +d×0.5	$\stackrel{ extstyle \times}{661.0}$	(647.5)
障害者の数	d. 重度以外 e.の知的障害 aン者である短 +時間労働者	Y99	(29)
③知的障	c. 重度以外 の知的障害 者	√ 356	(344)
	b. 重度 c 知的障害者 c である短時 間労働者	Y08	(30)
	a.重度知的 障害者 9	人 121	(120)
		$\overset{ extstyle }{\overset{ extstyle }{\sim}}$ 119.0	(134.5)
	計 2+b+c ×0.5	$^{ extstyle /}_{1,401.0}$	(1.352.5)
者の数	1分 d. 重度以外 e. 音書 の身体障害 a×: 者である短 + d 時間労働者	≺ 86	(82)
②身体障害者の数	c. 重度以外 d の身体障害 g 者 a	子 子	(699)
	重度 体障害者 ある短時 労働者	39	(37)
	a.重度身体障 <u>b.</u> 害者 身 で	308	(302)
\bigcirc	章害者の 数 数	$^{ extstyle \wedge}_{2,225.5}$	(2.137.0)
	区分	民間企業	(2.0%)

①欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。 注1. 1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。 ②③a欄の重度障害者については法律上、 $\dot{\circ}$

②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。 3

②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間 以上30時間未満の労働者である。 4

②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。 5

6.

()内は前年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

4. 5.

3

arphi

(2)企業規模別の雇用状況

① 概況											
	(I)	3			③障害者の数	者の数			4	9	9
	企業数	法定雇用障	A.重度身体	B.重度身体		D.重度以外	臣.		実雇用率	法定雇用率	法定雇用率
1		4	障害者及び 毛声知め障	障害者及び 電声知め暗	外の身体障害者 知め	の身体障害 者及び知的 ⁴	$A \times 2 + B +$	F. うち新規	$E \div (2) \times 100$	達成企業の参	達成企業の割合
R			生仅 AHL) IP 害者	単ながが得害者である	音も、Artin 障害者及び		$C+D\times0.5$	雇用分		**	
				短時間労働者	精神障害者	に相伸降音 者である短時 間労働者					
	企業	Y	丫	Y	~	Y	\prec	Y	%	企業	%
規模計	546	91,452.0	429	69	1,181	235	2,225.5	239.5	2.43	399	73.1
	(534)	(90,350.0)	(422)	(29)	(1,111)	(230)	(2,137.0)	(244.0)	(2.37)	(381)	(71.3)
# 1000	236	16,435.5	83	18	225	42	430.0	43.5	29.6	172	72.9
原来Vnnt~nc	(227)	(15,943.0)	(81)	(23)	(216)	(42)	(423.5)	(29.5)	(2.66)	(162)	(71.4)
# 1 - 000	246	35,250.5	152	27	465	109	850.5	115.0	2.41	184	74.8
100~300人不河	(243)	(34,820.0)	(147)	(21)	(431)	(102)	(798.5)	(104.5)	(2.29)	(177)	(72.8)
# 1005 - 006	35	11,903.5	63	12	162	6	304.5	29.0	2.56	23	65.7
回火人000~000	(35)	(12,059.5)	(89)	(11)	(153)	(11)	(308.5)	(41.0)	(2.56)	(25)	(71.4)
	23	14,200.0	82	3	160	69	362.5	36.5	2.55	18	78.3
300.~1,000人人人间	(23)	(14,086.5)	(83)	(4)	(152)	(54)	(347.0)	(40.0)	(2.46)	(16)	(9.69)
1 000 k Py E	9	13,662.5	46	6	169	16	278.0	15.5	2.03	2	33.3
1,000,1	(9)	(13,441.0)	(44)	(8)	(159)	(6)	(259.5)	(29.0)	(1.93)	(1)	(16.7)

		f. うち新規 雇用分	イ	48.0	(38.5)		_	_	_	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	_	_
	きの数	e. 計 c+d×0.5	\prec	163.5	(137.0)	25.5	(23.0)	55.0	(50.0)	14.0	(8.0)	47.5	(45.5)	21.5	(10.5)
	④精神障害者の数	d. 精神障害 e. 者である短 c-時間労働者	\prec	71.0	(48)	3	(9)	30	(36)	0	(2)	31	(31)	2	(3)
		c.精神障害 者	~	128.0	(86)	24	(20)	40	(32)	14	(2)	32	(30)	18	(6)
		f. うち新規 雇用分	\prec	72.5	(71.0)	/	_	_	_	_	_	_	_	_	
		e.	\prec	661.0	(647.5)	176.0	(183.5)	250.0	(233.5)	90.5	(88.0)	72.5	(0.99)	72.0	(76.5)
	害者の数	d. 重度以外の知的障害者である短者である短時間労働者	∀	0.99	(29)	18.0	(23)	36.0	(29)	3.0	(9)	7.0	(8)	2.0	(1)
	③知的障害者の数	c. 重度以外 の知的障害 者	~	356.0	(344)	84	(88)	133	(129)	22	(20)	36	(28)	48	(48)
		b. 重度知的障害者である短時間労働者	\prec	30.0	(30)	6	(11)	15	(10)	4	(2)	1	(2)	1	(2)
		a.重度知的 障害者	\prec	121.0	(120)	37	(36)	42	(40)	15	(12)	91	(16)	11	(13)
		f. うち新規 雇用分	\prec	119.0	(134.5)		_	_	_	_	_	_	_	_	
		. 計 ×2+b+c -d×0.5	~	1,401.0	(1,352.5)	228.5	(217.0)	545.5	(515.0)	200.0	(212.5)	242.5	(235.5)	184.5	(172.5)
	言者の数	d. 重度以外 le の身体障害 a 者である短 + 時間労働者	\prec	0.86	(82)	21	(16)	43	(40)	9	(6)	21	(12)	2	(2)
	②身体障害者の数	c. 重度以外 d の身体障害 0 者 相	~	0.769	(699)	117	(102)	292	(270)	93	(96)	92	(64)	103	(102)
		b. 重度 c 身体障害者 の である短時 i 間労働者	~	39.0	(37)	6	(12)	12	(11)	8	(9)	2	(2)	8	(9)
と同じ		a.重度身体障比害者	~	308.0	(302)	46	(42)	110	(102)	48	(23)	69	(99)	35	(31)
1(1)①の表と同じ ^田 田 中 分		障害者の &	\prec	2,225.5	(2,137.0)	430.0	(423.5)	850.5	(2.867)	304.5	(308.5)	362.5	(347.0)	278.0	(259.5)
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		K K		規模計		# 1000	国XXX noT v.nc	# 1006 - 001	国 X X X 0000	# 1 005 006	国 V V 0000 0000	# 1 000 1 000.	国/ソハハハ,T~,000	1 1000 F	1,000,1

(3)障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

\ <u>b</u>	①法定雇用率			② 不 足 数	.2					③障害者の数
	未達成企業数	0.5人又付1人 1.5人又付2人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上20人 以下	20.5人以上50人 以下	50.5人以上	// 0人の企業数
早	147	111	27	7	2	3	0	0	0	92
人九/天 ロー	(100.0%)	(75.5%)	(18.4%)	(2.7%)	(1.4%)	(2.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(51.7%)
## 1001,009	64	64	0	0	0	0	0	0	0	64
軍スンノへのすっての	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(%0.0)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
# 1 000 000 1	62	38	22	2	0	0	0	0	0	12
	(100.0%)	(61.3%)	(35.5%)	(3.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(19.4%)
	12	4	4	1	2	1	0	0	0	0
	(100.0%)	(33.3%)	(33.3%)	(8.3%)	(16.7%)	(8.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(%0.0)
三000~1000 基本	2	4	0	0	0	1	0	0	0	0
1,000,1 POO	(100.0%)	(80.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(20.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4	1	1	1	0	1	0	0	0	0
1,000,1	(100.0%)	(25.0%)	(25.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)

(注)1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2. ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数です。

2. 地方公共団体における在職状況

(法定雇用率2.3%) (1) 県の機関

①概況

			٠,0		
9	法定雇用率法上機関	産 <u>収機</u> 関の 割合	%	100.0	(100.0)
9	法定雇用率法证据	産収機圏の数	機関	2	(2)
4		Ε÷. ② × 100	%	2.55	(2.53)
		F. うち新規 雇用分	Υ	0.0	(3.5)
	표	$\begin{array}{c} A\times 2+B+ \\ C+D\times 0.5 \end{array}$	Υ	87.5	(88.0)
③障害者の数	D.重度以外	J 女 な 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	Y	ഥ	(4)
3 随		0.岁/ 名、知的障害 者及び精神 障害者	Y	32	(37)
		「 重度知的 生者である短 時間労働者	Y	П	(1)
			Y	26	(24)
(2)	法定雇用障	告 <i>有致の</i> 算 定の基礎とな る職員数	Y	3,437.5	(3,473.5)
(1)	機関数		機閨	7	(2)
		区分		県の機関	

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業すること が困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5()内は前年6月1日現在の数値である。精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

②隨害種別在職狀別

		f. うち新規 雇用分	7	0.0	(0.0)
事者の数 しゅんしゅん しゅく	e. =+ 3+d×0.5		~	0.0	(0.0)
④精神障害者の数	d. 精神障害e. 計者である短c+d×0.5	時間労働者	 	0	0)
	c.精神障害 [6]		\ 	0	(0)
		f. うち新規 雇用分	~	0.0	(0.0)
	ə. 計 a×2+b+c	0.5		0.0	(0.0)
:害者の数	重度 c. 重度以外 d. 重度以外 e. 計 資害者 の知的障害 の知的障害 a×2+	者である短時間労働者	~	0	(0)
③知的障	c. 重度以外 の知的障害	쐔	\	0	(0)
	b. 重度 知的障害者	である短時間労働者	~	0	(0)
	a.重度知的 障害者		 	0	(0)
		f. うち新規 雇用分	~	0.0	(3.5)
②身体障害者の数	計 2+b+c	+d×0.5	~	87.5	(88.0)
	重度以外 引体障害	である短目労働者	\ 	2	(4)
	c. 重度以外 d. の身体障害 の身		~	32	(37)
	b. 重度 身体障害者	である短時間労働者	~	-	(1)
	a.重度身体 障害者		~	26	(24)
(I) 隨害者の	秋 I		7	87.5	(88.0)
	4	K 5		県の機関	

(J/欄の) | 障害者の数 | とば333(4)e欄

4

律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。 ②③a欄の重度障害者については法

②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。 s, ε,

②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

()内は前年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。 5.

(2) 市町の機関 (法定雇用率2.3%)

*	\bigcirc	3			3 障害	3障害者の数			4	2	9
-	機関数	法定雇用障	A.重度身体	B.重度身体	C. 重度以外	D.重度以外	고		美雇用率	法定雇用率	法定雇用率
₹		単記な	障害者及び 重度知的障	障害者及び 重度知的障	の身体障害 者、知的障害	身体障害者 及び知的障			$E \div (2) \times 100$	達成機関の 数	達成機関の 割合
3		る職員数		害者である短 時間労働者	者及び精神 障害者	害者並びに 精神障害者 である短時間	$A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F.うち新規 雇用分			
						勤務職員					
	機関	丫	Y	~	Y	Y	丫	Y	%	機関	%
	28	9,067.5	59	5	86	က	222.5	14.0	2.45	24	85.7
17 (7) (1)											
	(30)	(30) $(9,021.5)$	(28)	(9)	(100)	(2)	(223.0)	(24.0)	(2.47)	(24)	(80.0)

(3.0)3.0 f. うち新規 雇用分 (9.0) \prec 9.0 e. 計 c+d×0.5 倒精神障害者の数 d. 精神障害 者である短 時間労働者 9 \prec \circ c.精神障害 者 6) ≺ ნ (0.0)1.0 f. うち新規 雇用分

 c. 重度以外 d. 重度以外 e. 計の知的障害 の知的障害 a×2+b+c

 者である短 +d×0.5

 時間労働者

(6.0) \prec 6.0 \prec 0 9 ③知的障害者の数 (4) \prec 4 b. 重度 c 知的障害者 が である短時 間労働者 9 \prec 0 a.重度知的 障害者 (1)(21.0)10.0 f. うち新規 雇用分 e. 計 a×2+b+c +d×0.5 (208.0)207.5 c. 重度以外 d. 重度以外 e の身体障害 の身体障害 a 者である短 + 時間労働者 \prec κ (2)②身体障害者の数 (87) \prec 85 9 b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者 2 (22) \prec 58 a.重度身体 障害者 注 2(1)②の表と同じ (223.0)222.5 ① 障害者の 数 ②障害種別在職狀況 市町の機関 区分

(3)県の教育委員会 (法定雇用率2.2%)

①概況
\bigcirc

9	法定雇用率	達成機関の 割合	%	100.0	(100.0)
2		達成機関の数数を対しています。	機関	1	(1)
4	実雇用率	E÷②×100	%	2.26	(2.27)
		F. うち新規 雇用分	一	12.0	(4)
	压.計	A×2+B+ C+D×0.5	Υ	145.0	(146.0)
者の数		身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短害者 である短時間 勤務職員	Y	0	(0)
③障害者の数	C. 重度以外	<i>の</i> 身体障害者、知的障害者及び精神 者及び精神 障害者	\prec	29	(89)
	B.重度身体	障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	\prec	0	(0)
		福害者及び 重度 知的 害者 的暗	Y	39	(39)
2	法定雇用障	害者数の算 定の基礎とな る職員数	十	6,403.0	(1) (6,433.5)
①	機関数		機関	Π	(1)
		区分		県の教育 委員会	

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職狀況

	f. うち新規 雇用分		2.0	(0.0)
言者の数		一	8.0	(6.0)
④精神障害者の数	d. 精神障害 者である短 時間労働者 時間労働者	~	0	0)
	c.精神障害 者 	~	∞	(9)
	f. うち新規 雇用分	~	0.0	(2.0)
	計 :×2+b+c +d×0.5	~	2.0	(3.0)
害者の数	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	~	0	(0)
③知的障	c. 重度以外 の知的障害 者	<u> </u>	2	(3)
	b. 重度知的障害者である短時間労働者	 	0	(0)
	a. 重度知的 障害者	~	0	(0)
	f. うち新規 雇用分	~	10.0	(2.0)
②身体障害者の数	e. } F a×2+b+c +d×0.5	~	135.0	(137.0)
	c. 重度以外 d. 重度以外 e. 計の身体障害 の身体障害 a×2+b+c 者である短 +d×0.5 時間労働者	\	0	(0)
	c. 重度以外 の身体障害 者		22	(69)
	- 重度 c. す体障害者 の きある短時 者 引労働者		0	(0)
	a.重度身体 b. 重度 障害者 身体障害者 である短時 間労働者	\	39	(38)
山障害者の	· 数 I I	~	145.0	(146.0)
	X	3	県の教育 委員会	

3. 地方独立行政法人における雇用状況 (法定雇用率2.3%)

①概況											
)	\bigcirc	©			(3) 腹岩	③障害者の数			4	(2)	9
	法人数	法定雇用障 害者数の算	A.重度身体 章害者及び	B.重度身体 障害者及び	C. 重度以外 の身体障害	D.重度以外 身体障害者	五 誓		実雇用率 E÷②×100	法定雇用率 達成機関の	法定雇用率 達成機関の
区分		定の基礎となる職員数の職員数	重 度知的障害者	重度知的福 害者である 短時間労働 者	者、知的障害者 神障害者	1 者、知的障 及び知的障 害者及び精 害者並びパス 1 神障害者 精神障害者 である矩時 間勤務職員	$\begin{array}{l} A \times 2 + B + \\ C + D \times 0.5 \end{array}$	F.うち新規 雇用分			令
	法人	\	\ 	<			\ 	 	%	企業	%
地方独立行 政法人	П	763.0	4	-	10	0	19.0	3.0	2.49	Н	100.0
	(1)	(768.0)	(4)	(1)	(6)	(0)	(18.0)	(2.0)	(2.34)	(1)	(100.0)

注 1(1)①の表と同じ

		,		
	f. うち新規 雇用分	\ 	0.0	(0.0)
言者の数	+d×0.5	~	2.0	(0.0)
倒精神障害者の数	. 精神障 :者(なる) c 時間労働 者	\	0	(0)
	c.精神障害 d. 精神障 e. 計 者 害者である c+d×0.5 短時間労働 f. 者 層	<u> </u>	2	(0)
	うち新規用分	~	0.0	(0.0)
		丫	0.0	(0)
害者の数	ID b. 重度 c. 重度以 d. 重度以 e. 計 当年 本の知的障 外の知的障 a×2+b+c である短時 害者 害者である +d×0.5 f. 雇用 間労働者 無時間労働 無時間労働	~	0	0)
③知的障害者の数	c. 重度以 外の知的障 害者	Y	0	(0)
	p. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	\	0	(0)
	a.重度知的障害者	~	0	(0)
	. うち新規 雇用分	~	3.0	(2.0)
②身体障害者の数	※2+b+c-d×0.5	〈	17.0	(18.0)
	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	~	0	(0)
	c. 重度以 d. 重度以 e. 替外の身体障 Aの身体障 a 害者 無者 短時間労働 者	\	∞	(6)
	p. 重度 c 身体障害者 である短時 間労働者	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	Т	(1)
	a.重度身体 障害者	~	4	(4)
(I) 障害者の	i I ·	丫	19.0	(18.0)
	X X		地方独立行 政法人	

※「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

4 地方公共団体の各機関の状況

(1) 県の機関の状況 (法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	3,437.5	87.5	2.55	0	
佐賀県知事部局	3,106.0	79.0	2.54	0	
佐賀県警察本部	331.5	8.5	2.56	0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
 - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町の機関の状況 (法定雇用率2.3%)

項 目 区 分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	9,067.5	222.5	2.45	7	
佐賀市	1,538.5	41.5	2.70	0	
唐津市 (特例認定)	1,648.5	43.0	2.61	0	注4
鳥栖市	477.5	10.0	2.09	0	
多久市 (特例認定)	301.0	8.5	2.82	0	注4
伊万里市	500.0	13.0	2.60	0	
武雄市	292.0	6.0	2.05	0	
鹿島市 (特例認定)	306.5	9.5	3.10	0	注4
小城市	292.0	4.0	1.37	2	
嬉野市	170.0	5.0	2.94	0	
神埼市 (特例認定)	338.0	12.0	3.55	0	注4
吉野ヶ里町	139.5	4.0	2.87	0	
基山町	135.0	3.0	2.22	0	
上峰町 (特例認定)	101.0	0.0	0.00	2	注4
みやき町	188.0	5.0	2.66	0	
玄海町	134.0	2.0	1.49	1	
有田町	161.0	3.0	1.86	0	
大町町	110.0	3.0	2.73	0	
江北町	70.0	1.0	1.43	0	
白石町(特例認定)	250.0	6.0	2.40	0	注4
太良町	158.0	3.0	1.81	0	
佐賀市上下水道局	154.5	4.0	2.59	0	
伊万里·有田地区医療福祉組合	159.0	4.0	2.52	0	
佐賀市教育委員会	718.0	18.0	2.51	0	
小城市教育委員会	264.0	4.0	1.52	2	
鳥栖市教育委員会	114.0	2.0	1.75	0	
伊万里市教育委員会	155.0	4.0	2.58	0	
武雄市教育委員会	131.5	3.0	2.28	0	
有田町教育委員会	61.0	1.0	1.64	0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 - 4 注4の機関は特例認定を受けている。 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の 認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
唐津市	唐津市教育委員会
多久市	多久市教育委員会
鹿島市	鹿島市教育委員会
神埼市	神埼市教育委員会
白石町	白石町教育委員会
上峰町	上峰町教育委員会

(3) 県の教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)

区分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
佐賀県教育委員会	6,403.0	145.0	2.26	0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.3%)

区分	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	763.0	19.0	2.49	0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
 - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

5 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数		
全国	1. 92	0.04	48.8	1.6	43, 569	/	89, 359
北海道	2.06	0. 11	51. 5	1. 6	1,677	/	3, 257
青森	1. 98	0.09	54. 2	2.7	473	/	872
岩手	2. 07	0.08	56. 3	2. 2	520	/	923
宮城	1.88	0.09	50.0	3. 4	706	/	1, 411
秋田	1. 90	0.06	57.8	0.3	400	/	692
山形	1. 96	0.03	56. 3	2. 9	482	/	856
福島	1. 90	0.06	53.6	3. 1	707	/	1, 319
茨城	1. 90	0.07	53. 9	0.8	753	/	1, 398
栃木	1. 90	0.08	57. 3	2. 2	615	/	1, 074
群馬	1. 90	0.10	56. 4	4. 1	754	/	1, 336
埼玉	1. 93	0.07	49.0	3. 2	1, 389	/	2, 837
千葉	1.86	0.04	51.5	2.5	1, 114	/	2, 163
東京	1.84	0.03	33. 2	1. 1	6, 184	/	18, 640
神奈川	1.87	0.05	46. 7	2.7	2,006	/	4, 295
新潟	1. 93	0.08	57.8	3. 4	993	/	1, 719
富山	1. 96	0.05	57. 5	1. 3	557	/	968
石川	1.88	0.02	56. 5	2. 2	537	/	951
福井	2. 31	△0. 01	56.8	3. 6	370		651
山梨	1. 92	0.09	56. 3	0. 5	312		554
長野	2. 02	0.04	60. 2	0. 7	908		1, 508
岐阜	1. 95	0.06	56. 7	1. 7	792		1, 396
静岡	1. 90	0.04	51. 4	2. 0	1, 355		2, 635
愛知	1.85	0.04	47. 2	1.8	2, 662		5, 641
三重	2.04	0.07	60. 8	5. 1	635	/	1, 044
滋賀	2. 09	0.11	58. 8	△0. 3	445	/	757
京都	2. 02	0.05	50. 6	0. 9	868		1, 714
大阪	1.88	0.04	45. 3	1. 3	3, 265	/	7, 215
兵庫	1. 97	0.00	51. 9	0. 1	1, 599	/	3, 078
奈良	2. 60	0. 20	60. 4	1.8	336	/	556
和歌山	2. 41	0. 25	64. 7	3. 0	355	/	549
鳥取	2. 11	0.12	59. 1	4. 3	250		423
島根	2. 17	0.04	66. 3	1. 7	348	/	525
岡山	2. 45	0. 16	53. 2	1.9	719	/	1, 352
広島	1. 99	0.04	48. 2	0.9	1, 023	/	2, 124
山口	2. 47	△0.04	55. 7	0.9	480	/	861
徳島	2. 09	0.05	63. 7	△0. 5	269		422
香川	1. 91	0.03	57.8	2. 1	451	/	780
愛媛	1. 87	0.05	51. 7	3. 1	476	/	920
高知	2. 20	0.06	62. 4	1. 3	299	/	479
福岡	1. 95	0.07	51. 2	1.0	1, 732	/	3, 385
佐賀	2. 43	0.06	73. 1	1.8	399		546
上 兵 長崎	2. 21	0. 07	58. 4	1.0	539		923
大呵 熊本	2. 19	0.07	57. 4	1. 0	539 662	/	923 1, 153
大分	2. 46	0.00	61. 2	2. 5	462	/	1, 155 755
	2. 46 2. 32	0. 03	66. 9	$\triangle 1.7$	462 486		755 727
<u>声响</u> 鹿児島	2. 16	0.08	61. 5	2. 5	672		1, 092
	2. 16	0.07	60. 4	0. 1	533	/	1, 092 883
1 中 市电	2. 34	0.00	00.4	V. 1	ეკა	/	000